

各種提出書類一覧

対象者	必要書類
児童と別居している方 (住民票上別世帯となっている)	・「別居監護申立書」 ※児童のマイナンバーの記入が必要です。
離婚協議中で父母が別居しており、児童と同居している父または母	・「児童手当の受給資格に係る申立書（同居父母）」 ・離婚協議中であることがわかる書類 例) 協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本、調定期日呼び出し状の写し等
配偶者からの暴力等(DV)により、住民票上の住所地が石垣市と異なる方	・「児童手当の受給資格に係る申立書（DV）」 ・DV 証明または支援措置決定通知書 ・自身で加入している健康保険証（児童分を含む） ※配偶者の健康保険に扶養されている場合は認定できない場合があります。
児童の戸籍や住民票がない方	・「戸籍及び住民票に記載のない児童に関する申立書」 ・児童の出生証明書 ・母子健康手帳の直近の乳幼児健診の記録等
未成年後見人が児童手当を請求する場合	・「児童手当の受給資格に係る申立書（未成年後見人）」 ・当該児童の戸籍抄本
児童が海外留学する場合	・「児童手当に係る海外留学に関する申立書」 ・留学先の児額証明書 ・在学証明書を日本語翻訳した書類（第三者による翻訳） ・留学前の国内居住状況がわかる書類（過去 6 年間石垣市に住所を有していた場合は省略）
日本国内に住所を有しない父母等によって当該父母等にかわり生計を維持している児童の児童手当を受給する者として指定された方	・「児童手当 父母指定者指定届」
父母以外の方（祖父母等）が児童手当を請求する場合	・「養育申立書」

※各種申立書等の様式は、こども家庭課にございます。世帯の状況、児童の養育状況により別途お手続きが必要になる場合がありますので、詳しくはこども家庭課までご相談ください。